

講師派遣型研修

中小企業が抱える経営課題等の抜本的な解決に向け、
経営を支える中核人材の育成を目的として自社で研修を行う場合に、
企業の要望を踏まえて研修メニューの提案及び講師の派遣を行います。



図の研修メニューは一例です。

対象となる研修

- ① 経営者、経営幹部を対象とした研修
- ② 部門のリーダーを対象とした研修
- ③ 将来のリーダー候補者を対象とした研修

対象企業

都内に所在する中小企業等

※詳細は裏面を
ご覧ください。

利用料金

講師派遣料(1時間あたり12,500円～+消費税)

+事務手数料(講師派遣料10%+消費税)

+講師交通費実費

※ただし、講師派遣料は最低37,500円(税別)からとなります。

申込方法

公社HPより利用申込を行うか、利用申込書ダウンロード後、必要事項をご記入の上公社まで郵送又はご持参ください。
公社側で申込内容を確認した後、内容に問題がなければ派遣講師の選定等の手続きを進めます。

URL:<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/seminar/ordermade.html>

※郵送にてご提出される方は、募集期間内に利用申込書が当公社へ到着するように送付してください。

※FAXでの受付は行っておりません。

研修実施期間

2020年4月上旬から2021年2月下旬

申込受付期間

第1回募集期間 2020年2月10日(月)から7月22日(水)まで

第2回募集期間 2020年8月11日(火)から12月25日(金)まで

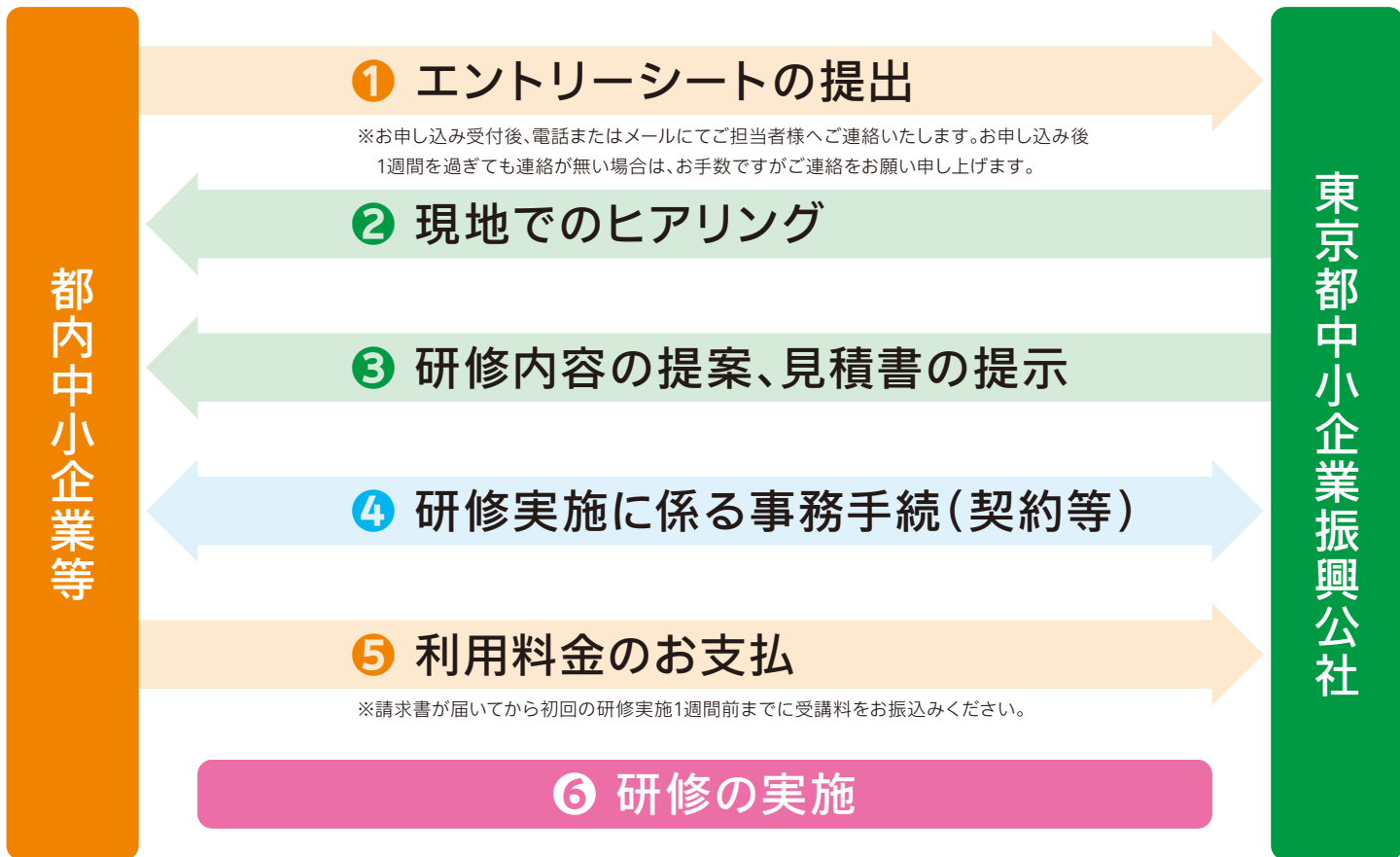
※各募集期間で上記研修実施期間の申込が可能です。

※募集期間の途中で申込が計画数に達した場合は、募集を締切ります。

※各募集期間での申込は18時間(例:6時間×3日)を上限とさせていただきます。



事業の流れ



対象となる中小企業等

区分	対象
中小企業	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条において規定される中小企業
組合等	(1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業であるもの (4) 一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人 (5) 共同出資会社(商法の規定に基づく合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社法の規定に基づく有限会社で、3名以上の中小企業が出資する中小企業であって、その総出資額の3分の2以上を中小企業が出資し、かつ、構成員たる中小企業の利益となる事業をその目的とするもの) (6) 任意グループ(構成員のうち、中小企業が3分の2以上を占め、中小企業の利益となる事業を行うもの)

上記に該当する場合でも、みなし大企業の要件(以下の要件)に当てはまる場合は、対象となりません。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

～受発注取引のマッチングサイト～

ビジネスチャンス・ナビ2020



🔍 チャンスナビ で検索!

お問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 企業人材支援課

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎2階

TEL:03-3251-7904 E-mail:kigyo-kensyu@tokyo-kosha.or.jp